

追加接種（3回目接種）について

1 概要

東京都からの資料は別紙のとおり。それに基づく考え方は次のとおり。

- (1) 対象者 2回目接種から8か月以上経過した市民等（10/24時点で90,655人）  
 ※厳密には、現時点では一般分及びモデルナ社製ワクチン接種者は「未定」  
 なお、医療従事者も住所地での接種が原則（後述のとおり他の選択肢あり）
- (2) 期間 令和3年12月から令和4年7月  
 ※令和3年11月末までに2回目を接種した者
- (3) 体制 ①個別接種、②集団接種、③大規模接種会場  
 ※職域接種の実施は未定（10/24時点で8,423人）
- (4) 準備 ①接種券は11月22日から段階的に届くように発送  
 ②接種は12月から（小金井市の対象者は約700人の見込み）  
 ③ワクチン供給の第1クールは11月中（ワクチン要求期限は10/31）  
 ※国の基本計画における本市割当分は4箱。第2クールは1月中の予定

2 検討・協議内容

医師会・薬剤師会・訪問看護連絡会との協議を踏まえた方向性は次のとおり。

(1) 市内医療機関に勤務する対象者への接種

住所地接種の原則の上で、

- ①医療機関における職員等への個別接種
- ②市町村内に勤務する医療従事者等への接種

が可能。医師会から②の要請あり（対象者：3,629人。市内在住者を含む）

(2) 接種体制の見通し

	対象者数※	接種体制
12月	585人	保健センター ※1回目・2回目接種を進めつつ対応
1月	3,891人	19医療機関 ※保健センターは1回目・2回目接種
2月	15,947人	46医療機関+集団接種会場（会場未定。新会場も検討）
3月	18,820人	同上
4月	27,647人	50医療機関+集団接種会場
5月	5,000人程度	13医療機関+集団接種会場
6月	700人程度	集団接種会場

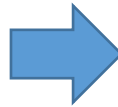
※対象者数は10/24時点のVRS集計。これに市内在勤の医療従事者分等が加わる。

(3) 概算額

国の概算額調査へは10.4億円と回答

### 3回目接種券発送案（毎月発送）

2回目接種月	接種人数 ファイザー	接種人数 武田
2021年3月	51	1
2021年4月	529	4
2021年5月	3,859	32
2021年6月	15,797	150
2021年7月	15,801	3,019
2021年8月	10,790	16,857
2021年9月	14,079	6,367
2021年10月	3,960	501
2021年11月		
2021年12月		



3回目接種予定月	接種人数	接種券発送
2021年12月	585	11月18日
2021年12月		
2022年1月	3,891	12月15日
2022年2月	15,947	1月17日
2022年3月	18,820	2月15日
2022年4月	27,647	3月15日
2022年5月	20,446	4月15日
2022年6月	4,461	5月16日
2022年7月		6月15日
2022年8月		7月15日

※2021年10月25日VRSデータ

**メリット：案内しやすく、予約時混乱せず**

**懸念事項：月処理になり、ちょっと負担になる**



発送時期	発送対象者	想定件数	印刷方法
2021年11月18日	令和3年3、4月までに2回目を接種した方	585	委託
2021年12月15日	令和3年5月まで2回目を接種した方	3,891	委託
2021年1月17日	令和3年6月まで2回目を接種した方	15,947	委託
2021年2月15日	令和3年7月まで2回目を接種した方	18,820	委託
2021年3月15日	令和3年8月まで2回目を接種した方	27,647	委託
2021年4月15日	令和3年9月まで2回目を接種した方	20,446	委託
2021年5月16日	令和3年10月まで2回目を接種した方	4,461	委託
2021年6月15日	令和3年11月まで2回目を接種した方		委託
2021年7月15日	令和3年12月まで2回目を接種した方		委託

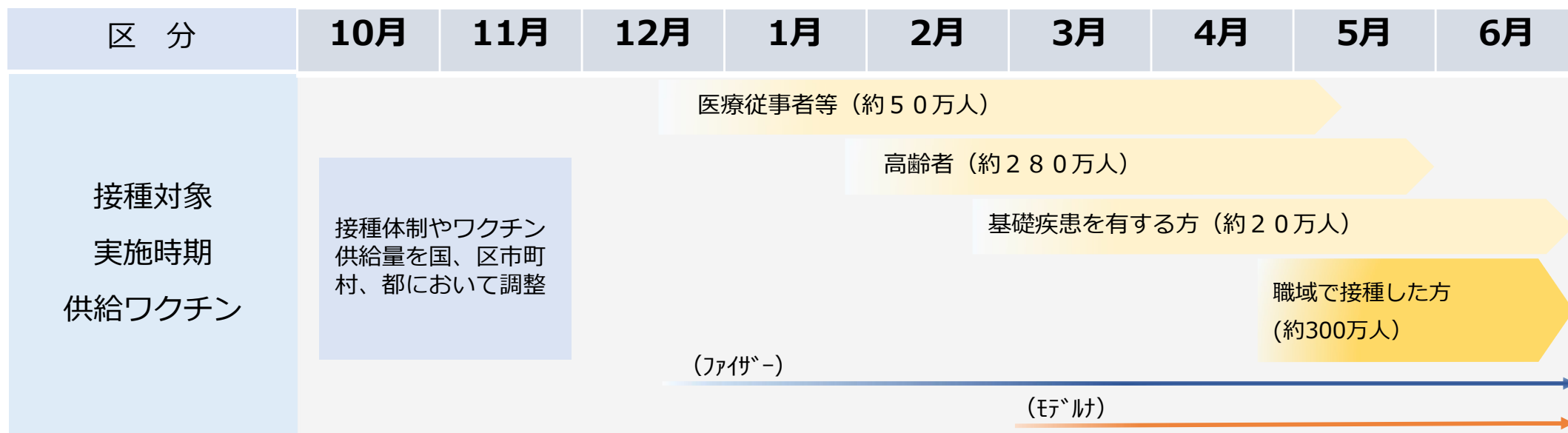


※現段階での素案であり、変更の可能性があります。

## ◇ 国から示された想定シナリオ・進め方イメージ

- 2回目接種を終了した者のうち、概ね8か月以上経過した者を追加接種の対象とする。  
早ければ、12月から医療従事者等の追加接種を開始する。
- 区市町村は、住所地（医療従事者等は勤務先も可）で追加接種できるように、接種体制を確保する。  
都道府県は、12月から追加接種を開始できるように、区市町村を支援しながら進捗管理する。
- 区市町村は、「住民接種」と「医療機関における職員等への個別接種」を組み合わせ、追加接種を進める。
- 「医療機関における職員等への個別接種」については、地域の実情を踏まえて、区市町村と都道府県とで協力しながら対応する。
- 開始時期、対象者、使用ワクチンは未定

## ◇ 想定スケジュール



# ◇ 接種対象ごとの実施主体、想定人数、接種会場

区 分	実施主体	想定人数 (最大)	接種場所の想定			
			勤務先	勤務先近辺の 接種会場	居住地の 接種会場	都の大規模 接種会場
病院に勤務する方	区市町村 (調査は都実施)	約30万人	□		□	
診療所に勤務する方	区市町村	約9.5万人	□	○	□	
歯科医師会、薬剤師会の会員	区市町村	約5.5万人			□	
三師会非会員の医師・歯科医師・ 薬剤師、救急隊員等	区市町村・都	約12万人	□		□	○
高齢者、基礎疾患を有する方	区市町村	約300万人			□	
職域で接種した方	区市町村・都・ (民間企業)	約300万人	(○)		□	○

※島しょ地域は、個別に調整

※ □…国が想定している接種場所

○…国の想定に加え、都が想定する接種場所

## < 当面の準備スケジュール >

区 分	R3. 10	R3. 11	R3. 12
国 (ワクチン供給)	10月上旬 県別基本 配分計画	10/31 納入希望量 登録	11/1 割当期限 (都道府県) 11/4 割当期限 (区市町村) 11/15・22 ワクチン 配送 ※第2クール以降の配送は、11月下旬に通知
区市町村	10/22頃まで 診療所調査まとめ 追加接種見込み試算	接種体制の調整・準備	接種券の発行・配布 追加接種
東京都	10/15頃まで 病院調査 まとめ	報告 10/31 区市町村 供給量まとめ	接種会場ごとの供給量を決定 区市町村ごとの供給量を決定

→ 役割分担調整 (東京都) → 情報提供 (区市町村) → 報告 (東京都)

事 務 連 絡  
令和3年10月22日

各区市町村危機管理主管課長 殿

政策企画局総務部地方連携推進担当課長

「1都3県共同メッセージ」の周知について（依頼）

平素より、都の取組に御協力いただき、感謝申し上げます。

この間、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のみならず、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のみならず、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、国への共同要望や共同メッセージの発出など、連携した取組を進めております。

このたび、10月22日（金）に、都民・県民等に向けて新たな共同メッセージをとりまとめましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴区市町村においても、感染拡大防止に向けて、本メッセージをご活用いただき、住民等への広報展開にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 メッセージの内容及び媒体

- (1) 1都3県共同メッセージ【横】（別添）
- (2) 1都3県共同メッセージ【縦】（別添）
- (3) 1都3県共同メッセージ動画

動画は、政策企画局HPよりダウンロードが可能です

【政策企画局HP】

<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/collaboration/covid19.html#nav1>

※ご希望があれば直接お送りすることも可能ですので、下記担当までお問い合わせください。

2 周知期間

本日から11月30日まで（予定）

【担当】

東京都政策企画局総務部渉外課  
田中、大久保  
内線：21-217

# 1都3県共同メッセージ

**10月25日からは「基本的対策徹底期間」**

## ポイント

**飲食店等に対する時短要請** → **終了**

**基本的な感染防止対策** → **継続実施**

本期間中の取組や感染状況等を踏まえ、年末年始に向けた対応を検討

**場面に応じた感染防止対策の徹底を！**

### 日常生活

- ・ **手洗い**、**手指の消毒**、**外出時のマスク着用**を徹底
- ・ 外出は、**混雑した場所**や**時間**を避けて
- ・ **都県境をまたぐ移動**は、特に感染防止対策を徹底



### 仕事

- ・ 引き続き**テレワーク**や**時差出勤**の推進を
- ・ **オンライン会議**の積極的な活用を



### 飲食

- ・ 外食は都県の**認証等**を受けた**お店**で
- ・ **混雑する時間**を避けた利用を
- ・ 会話の際は**大声**を出さず、**マスク**を着用
- ・ 同居家族以外との**ホームパーティー**などは要注意



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県

# 基本的対策徹底期間における対応

---

令和3年10月21日  
東京都



# 1. 基本的対策徹底期間における対応

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年10月25日（月曜日）0時から11月30日（火曜日）24時まで

※12月1日（水曜日）以降の対応等の内容については、別途、決定

## (3) 対応の概要

新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、以下のとおり対応

### ①都民向け

- ・「三つの密」の回避等をはじめとした基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼 等

### ②事業者向け

- ・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策の徹底について協力を依頼
- ・適切な感染防止策が講じられていることを前提に、必要な規模要件（人数上限・収容率）に応じた開催を要請 等

## 2. 都民向けの協力依頼

- 「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼
- 外出については、少人数で混雑している場所や時間を避けて行動するよう協力を依頼
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動の際は、基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控えるよう協力を依頼
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設を利用するよう協力を依頼
- 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えるよう協力を依頼

# 3. 事業者向けの協力依頼等

## (1) 飲食店及び飲食に関連する施設への協力依頼

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
遊興施設 (第11号)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"><li>●「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクトにおける「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼する。大人数で同一テーブルを使用する場合には、感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」（11月1日以降）又は他の接種証明書等を活用することを推奨</li><li>・認証基準を適切に遵守して営業するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>
飲食店 (第14号)	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	<ul style="list-style-type: none"><li>●上記点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とするよう協力を依頼</li><li>・酒類の提供・持込は、11時から21時までの間とするよう協力を依頼</li></ul></li><li>●カラオケ設備を提供している店舗<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>
集会場等 (第5号)	食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場	<ul style="list-style-type: none"><li>●上記の店舗に共通の協力依頼<ul style="list-style-type: none"><li>・業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li></ul></li></ul>

# 3. 事業者向けの協力依頼等

## (2) その他の施設への協力依頼等①

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● イベントを実施する場合、規模要件等に沿った施設の使用を要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項）（「3（3）イベントの開催制限」参照）</li> <li>● カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、こまめな換気を行う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> <li>● 大人数や長時間におよぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図るよう協力を依頼</li> <li>● 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</li> </ul>
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂、葬儀場 等	
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地 等	
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園、図書館 等	
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等	
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業、銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	

# 3. 事業者向けの協力依頼等

## (2) その他の施設への協力依頼等②

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	対 応
学 校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	●以下の事項を徹底するよう協力を依頼 ・基本的な感染防止策の実施 ・部活動、課外活動、学生寮における基本的な感染防止策、飲み会等に関する学生等への注意喚起 ・発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知すること ・大学等においては、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応すること
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	

## (3) イベントの開催制限 (令和3年10月31日(日) 0時から)

※10月25日～10月30日の取扱いは、9月28日公表のリバウンド防止措置期間の取扱いを参照

- イベント主催者等に対して、**規模要件等(人数上限・収容率等)**に沿った開催を要請(法第24条第9項)

	施設の収容定員(※1)		
	5,000人以下	5,000人超～10,000人以下	10,000人超～
大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合(※2)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
大声での歓声、声援等が想定される場合(※2)	収容定員の半分まで可		

(大声での歓声等がないことを前提としうる場合) クラシック音楽、演劇等 (大声での歓声等が想定される場合) ロックコンサート、スポーツイベント等

※1 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離(1m)を確保 ※2 実態に照らし、個別具体的に判断

- 接触確認アプリ等を活用するよう協力を依頼
- 感染リスク低減のため、「TOKYOワクションアプリ」(11月1日以降)又は他の接種証明書等の活用を推奨
- 業種別ガイドラインの遵守など、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

## (4) 職場への出勤等

- テレワーク等の推進や、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼

東京都における基本的対策徹底期間に伴う施設等対応(案)

施設名	10月1日～24日の措置		10月25日～11月30日の措置		
	開館時間	感染予防に係る制限等 他	開館時間	感染予防に係る制限等 他	
市 関 連 施 設	【集会施設】 市民会館(萌え木ホール)、東小金井駅開設記念会館(マロンホール)、前原暫定集会施設(12月末まで貸出中止)、桜町上水会館、貫井北町集会所、中之久保集会所、前原町丸山台集会所、貫井南町三楽集会所、東町友愛会館、中町桜並集会所、貫井北五集会所、中町天神前集会所、東町集会所	9:00～21:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用制限 ・小金井宮地楽器ホールは、ワクチン接種会場となるため、9月22日～10月31日は一部利用制限あり	9:00～ <b>22:00</b>	・大声を出すイベントは人数制限あり ・ <b>カラオケ設備使用の場合、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</b> ・小金井宮地楽器ホールは、ワクチン接種会場となるため、9月22日～10月31日は一部利用制限あり
	小金井宮地楽器ホール(小金井市民交流センター)				
	はげの森美術館	展示替えのため休館	10月30日から企画展開催	展示替えのため休館	10月30日から企画展開催
ス ポ ー ツ 施 設	総合体育館	9:00～21:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策	9:00～21:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策
	栗山公園健康運動センター	大規模改修工事に伴い令和4年3月31日(予定)まで休館		大規模改修工事に伴い令和4年3月31日(予定)まで休館	
	一中クラブハウス (談話室・柔剣道場)	9:00～21:00	・感染防止対策	9:00～21:00	・感染防止対策
ス ポ ー ツ 施 設 ( 屋 外 )	上水公園運動施設(グラウンド・テニスコート)	7:00～17:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策	7:00～17:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・感染防止対策
	市テニスコート場	9:00～17:00		9:00～17:00	
	一中テニスコート	・開館時間=午後3時まで ・感染防止対策		・開館時間=午後3時まで ・感染防止対策	
	南中学校テニスコート夜間開放	・開館時間=午後9時まで ・感染防止対策		・開館時間=午後9時まで ・感染防止対策	
図 書 館	図書館本館	10:00～17:00 (水木金は1階のみ～20:00)	・長時間利用の自粛要請	10:00～17:00 (水木金は1階のみ～20:00)	・ <b>新型コロナウイルス感染症対策継続</b>
	図書館緑分室	10:00～17:00		10:00～17:00	
	図書館東分室、貫井北分室	9:00～19:00		9:00～19:00	
	西之台会館図書室	10:00～17:00		10:00～17:00	
公 民 館	公民館本館・貫井南分館・緑分館	9:00～21:00	・大声を出すイベントは人数制限あり ・カラオケ設備使用制限 ・緑分館の屋外調理場は利用中止	9:00～ <b>22:00</b>	・大声を出すイベントは人数制限あり ・ <b>カラオケ設備使用の場合、基本的な感染防止策を徹底するよう協力を依頼</b> ・緑分館の屋外調理場は利用中止
	東分館・貫井北分館				
そ の 他 施 設	文化財センター	9:00～16:30	・感染防止対策	9:00～16:30	・感染防止対策
	清里山荘(清里少年自然の家)	運営継続	・新規予約受付開始 ・感染防止対策	営業中	・感染防止対策
	環境学習館	9:00～17:00	・感染防止対策	9:00～17:00	・感染防止対策
	本町・東・貫井南・緑児童館	10月1日から東・貫井南児童館の夜間開館実施時間を通常の20時までとする		通常とおりの開館時間	
( そ の 他 )	放課後子ども教室	再開	・感染防止対策	開催中	・感染防止対策
	休日の遊び場開放	○団体開放は感染拡大防止策を施したうえで実施 ※個人利用は引き続き中止(今後実施にむけて調整)		○団体開放は感染拡大防止策を施したうえで実施中 ※個人利用は引き続き中止(今後実施にむけて調整)	
	スポーツ個人利用開放校	再開		開催中	
	テクノスカレッジ体育館開放	中止		中止	
	土曜スポーツクラブ	再開		開催中	